

東亞同文書院
阿片調查報告書

解 説

本書は、在上海、東亜同文書院の学生が毎年行ってきた調査旅行の成果（Ⅱ調査報告書）の中より、「阿片」を主題とする記事を抽出し、これを校訂して収録したもので、すべて大正十四年度と昭和五年度の調査報告書中に含まれるものである。

編者は、さきに『東亜同文書院 阿片資料集成 CD-ROM版』を愛知大学東亜同文書院大学記念センターより刊行したが、それはすべて東亜同文会または東亜同文書院の著録・編刊に係るもの、すなわち、すでに活字印刷に付されている文献を対象としたものであった。そこで、その際の解説には、

（東亜）同文書院の「調査報告書」（霞山文庫所蔵）の中には、阿片関係の記事も相当数見受けられるが、それは現在なお未整理の状態にある手書き稿本であるため、今回はその収録を割愛し、他日の刊行を期することとした。

と断わっておいた。本書はその懸案を解決したものであり、したがって前記の資料集成とは姉妹版をなす。

さて、東亜同文会及び東亜同文書院の発祥と来歴については、すでに前書の解説において一通りこれを説明しておいたので、今回はこれを省略し、以下には前記、同文書院の「調査報告書」、ことに其の前提となる「調査旅行」についてやや詳しく説明することにしよう。

この書院には特色ある一つの学内制度があった。それは、学生が最終学年（大学では学部二年）を迎えると、その年の夏休みを返上し、中国政府の執照（許可証）を携えて通常二カ月から三カ月、時には一五〇余日にもわたって中国の内地を中心に調査旅行——大旅行と称した——を行い、その成果を「調査報告書」として書院に提出するというもので、これは事実上の卒業論文であった。この制度は明治四〇年、第五期生の修学調査大旅行より定例化したもので、当時、商務科教授であった根岸佶が、開校当初から試みられた先例を参考に立案し、以後、同書院の伝統行事となったものである。

その頃の中国は清末から民国の時代で、政権の交替、軍閥の割拠により、国内は政治的にも社会的にも不安定な状況下にあり、また今日に比べるとはるかに劣悪な交通条件の中にあつたが、彼等は若き日のエネルギーを駆って勇躍途につき、汽車、汽船、馬車、自動車、轎子、民船、等々を利用しつつも、主に徒歩——陸行と称した——によつて所期の目的を完遂した。それは毎年七〇名ばかりの学生（のちには一〇〇名余に増加）が数名ずつ班を分かちコースを定めて行うもので、その踏査したコースの総数は前後通算して六〇〇を越え、その足跡は中国内地のみならず、遠く満蒙、青海、東南アジア（仏領印度支那・暹羅・緬甸・英領馬來・蘭領東印度・比律賓・台湾）の地域にまで及んでいる。尤もそれは日中戦争の拡大とともに次第に不如意となつたが、それでも終戦の前年（昭和九年、第四四期生）まで続けられた。

こうして行われた調査旅行の成果（Ⅱ調査報告書）が愛知大学に保存されているのは、同大学が終戦の翌昭和二年、現地より引き揚げてきた書院の教職員・学生を中心として新たに発足したというその開学の経緯に由来するもので、現に架蔵されているのは調査開始当初からのものではなく、大正五年度より昭和一〇年度にいたる各年度の手書き稿本、和綴じ合計約四二〇冊である。それはきわめて薄手の「東亜同文会用紙」（朱野毎半葉一二行）に

カーボン紙をあてて数部作成されたものの一部で、東京に本部のあった東亜同文会の旧蔵本である。

次に、その「調査報告書」の内容であるが、調査旅行では予め調査項目と調査要領が指示されていた。それは各年度、各コースによって異なるが、今これを総合していえば、地理、都会、交通、運輸、物産、商業、金融など経済に関するものが大半を占め、これに比すれば政治、軍事、社会、文化などに関するものはさほど多くない。そして、その調査は旅行中の観察と資料の収集であるが、一口に言つてそれは中々困難なものであった。何分、知識経験の乏しい学生のことであり、それに第一、連日の強行軍による肉体の疲労がある。一日の行程を汗にまみれ重い脚を引き摺つてようやく目的地に到着した時、早速調査に当たる余力などあるものでない。それに滞在の日数も少ない。それでも地理調査のために地図や巻尺を持って街中に出掛けて行く者もあれば、宿屋の掌櫃的に向かつて話を聞く者もある。しかしその多くは、公使館、領事館、県署、警察などの官庁、学校、商店、銀行、会社、商会、農会、商工会議所、在留邦人、先輩、等々を訪問して各種資料の提供を求めるのである。そして、それを書き写すこともあれば出来上った印刷物を貰つて帰ることもある。しかし、にべもなく門前払いとなるケースも決して少なくなかった。帰学後、書院に提出する「調査報告書」なるものは、こうして得られた観察や資料を中心とし、場合によってはさらに既刊の各種文献をも参照しながら、比較的短期間の中に書き上げた一種の卒業論文である。

そして、その記述の多岐にわたり、また詳細なことは、それ自体大いに称賛すべき所であるが、ただこの報告書は実質上、未完成の稿本ともいふべきもので、その中には誤字や誤記、文脈の不整頓、記事の重複などがあるほか、特にその記事の出所が明示されていないことが多く、その取り扱いは十分な注意が必要である。しかし、以上の点を予め念頭に置いて利用すれば、類書の少ないこの分野の研究においては、それ相当の価値を有することであらう。

本書の刊行は愛知大学教授伊東利勝氏、同藤田佳久氏の幹旋と株式会社あるむ社長川角信夫氏の承諾により実現した。また、霞山会特別顧問小崎昌業氏、愛知大学名誉教授中島敏夫氏、愛知大学教授サイモン・サナダ氏よりも各種の支援を受け、付印の実務に関してはあるむ社員後藤和江氏の労を煩わした。茲にその芳名を記して深甚なる謝意を表す。

*

*

*

二〇〇七年一月

谷 光 隆

例言

- 一、本書は、東亜同文書院「支那調査報告書」の中、大正十四年度、大正十五年度、昭和二年度、昭和三年度、昭和四年度、昭和五年度のそれについて、阿片調査を課題とした部分を抽出し、これに取捨選択を加えて収録したものである。右各年度の調査報告書の原本は、朱野每半葉十二行書きの「東亜同文會用紙」に書きされたものであるが（筆者不詳）、今日ではいささか読みづらく、また、推敲を重ね誤脱を訂した完成原稿というよりも、むしろ未完成の草稿というに近い。そこで、原則的には原文を尊重するという態度をとるつもりも、大略次のような要領でこれに修正を加えた。
- 一、原文には片仮名表記の場合と、平仮名表記の場合とがあるが、印刷に当たってはすべてこれを平仮名表記で統一した。
- 一、原文は旧仮名遣いによっているので、一部にはこれを遣してその趣を伝えつつも、一部には新仮名遣いを用いて読み易くした。
- 一、原文の漢字は本字・略字を混用しているが、印刷に当たっては現行の新字体を基本にした。
- 一、原文の文体には文語体あり、口語体あり、またその両者を混用した所もあるが、これを殊更に統一することはせず、そのまま写して当時の雰囲気を残した。
- 一、一部、漢字を仮名に、仮名を漢字に改めた所がある。
- 一、漢字が連続して読みづらいような場合には、なるべくその間に仮名を挿入して読み易くした。
- 一、句読点および改行は必ずしも原文のそれにとらわれず、適宜これを変更し、また場合により「・」などの符号を加えた。
- 一、明らかな誤字や誤記は断わりなく訂正し、推定可能な脱字・脱文も断わりなく補完した。
- 一、文中の用語で即座に解し難いもの、及びとくに必要と思われる箇所には編者注を施した。
- 一、文言に過不足があり、論理の明晰を欠くような場合には、適宜これを書き改めて文意の貫通を図った。
- 一、記事が先年度のそれと重複するか、またはその記述が不明瞭な場合には、当該部分についての収録を見合わせた。章、節、款、項、あるいは番号などで途中に欠落のあるのはその為である。

目次

解 説
例 言

大正十四年度調査報告書

第三卷 滇蜀經濟調査

第一編 雲南・貴州・四川に於ける藥物

第一章 雲南に於ける藥物及び阿片……………五

第二節 雲南省の阿片……………五

一、阿片の栽培と雲南の財源 6

二、産 地 7

三、省外への移輸出 7

四、阿片の取締り並びに課税の状況 8

第四卷 西江流域産業調査

第二編 広東・湖南兩省及び漢口の藥材並びに阿片

第二章	阿片	一
第一節	緒論	一一
第二節	仏領印度支那に於ける阿片の一般状況	一一
第三節	広東省に於ける阿片の一般状況	一三
第一款	海南島に於ける状況	一四
第二款	北江沿岸に於ける状況	一四
第四節	湖南省に於ける阿片の一般状況	一六
第一款	湖南省に於ける罌粟栽培の実況	一六
第二款	生阿片の生産に関する制度、数量並びに品質	一七
第三款	生阿片の徵稅機關とその運送の手續、及び移出入状況とその取締り	一七
第四款	湖南省の歳入に対する省内生産阿片収入の比例、並びに右収入の用途	一九
第五款	湖南省の阿片煙膏事情	二〇
第六款	歳入に対する烟膏収入の比例、並びに右収入の用途	二〇
第七款	烟膏の密輸出入に対する取締り方法、並びにその状況	二〇
第八款	吸飲者数及びその使用量、並びに吸飲の状況	二〇
第九款	癮者に対する取締りと救済、並びにその状況	二一
第十款	医療用及び學術用のモルヒネ・コカイン・ヘロイン、及びその他該塩類の状況	二二
第十一款	阿片に対する課稅率	二四
第五節	結論	二五

第六卷 粵漢沿線の産業及び交通調査

第三編 福建・湖南・湖北各省に於ける阿片

第四章 福建省に於ける阿片

第一節 総論	二七
第二節 罌粟栽培の実況	二八
第一款 産地及び産額	三〇
第二款 阿片の収穫量	三一
第三節 阿片の生産に関する政府の政策	三二
第一款 阿片に対する課税の方法及び之が税率	三三
第一項 罌粟の栽培に対する分	三三
第二項 生阿片及び煙膏に対する分	三三
第三項 厦門禁烟取締章程	三四
第二款 阿片の正当取引者及び不正取引者、その取締方法並びに実況、違反者に対する処罰法	三八
第一項 阿片の正当取引者	三九
第二項 阿片の不正取引者	三九
第四節 歳入に対する阿片収入の比例及びその用途	四〇
第五節 阿片煙膏の製造制度、及びその取引状況	四一
第一款 阿片の取引状況	四一
第二款 阿片の価格	四二
第六節 吸食者数、その使用量、及びその吸食状態	四三

第五章	湖南省に於ける阿片	四四
第一節	罌粟栽培の実況	四四
第二節	生阿片の生産に関する制度	四五
第一款	阿片政策	四五
第二款	密移入	四六
第三節	歳入に対する阿片収入の比例、及び右収入の用途	四七
第四節	阿片取引の状況、並びにその数量、価格	四七
第五節	吸食状態	四八
第六章	湖北省に於ける阿片	四九
第一節	罌粟栽培の実況	四九
第二節	課税の方法	五〇
第三節	阿片密移入の状況	五〇
第四節	阿片の価格、及び取締方法	五一
第七章	結論	五二
第八卷	山西・綏遠の産業及び交通	
第一編	山西・綏遠の薬材	五五
(附)	阿片吸飲状態	五五

第一章 緒 論	五五
第二章 本 論	五六
第一節 山西省の阿片吸飲状態	五六
第二節 綏遠地方の阿片吸飲状態	五八
第十二卷 京漢沿線の産業及び金融	
第五編 北支の薬材	六一
阿片に就いて	六一
第一 源 に つ き	六一
第二 罌粟の種類	六二
第三 生 産 額	六三
第四 阿片の製法	六四
第五 商品としての阿片	六五
第六 阿片吸飲の道具	六五
第七 吸 飲	六七
第八 阿片の種類	六八
第九 阿片の密輸送	六九
第十 天津に於ける貿易と密輸	七〇
第十一 阿片に対する一般的取締り	七一

第十三卷 黄河下流の産業及び都会

第一編 河南・山東両省に於ける阿片

第一章 阿片栽培の状況……………七五

第二節 河南省に於ける阿片栽培の状況……………七五

第一項 総論 75

第二項 ケシの栽培なき地方 76

第三項 ケシの栽培ある地方 76

第四項 栽培に対する税金 77

第五項 栽培の生産高 78

第六項 河南省のケシ栽培の将来 78

第三節 山東省に於ける阿片栽培の状況……………七九

第一項 総論 79

第二項 ケシの栽培なき地方 79

第三項 ケシの栽培ある地方 80

第四項 栽培の生産高 80

第五項 山東省のケシ栽培の将来 81

第二章 阿片吸烟の状況……………八一

第一節 総論……………八一

第二節 河南省に於ける阿片吸烟の状況……………八三

第一項 吳佩孚と阿片 83

第二項 国民軍（岳維俊、孫岳）と阿片 84

第三項 一般人の吸烟状況 85

第四項 阿片吸烟者の数 85

第五項 阿片の価格 85

第六項 吸烟量及びその費用 85

第七項 コカイン 86

第八項 河南省の阿片吸烟の将来 86

第三節 山東省に於ける阿片吸烟の状況…………… 八七

第一項 阿片吸烟者の数 87

第二項 阿片の輸入先 87

第三項 吸烟量及びその費用 87

第四項 山東省の阿片吸烟の将来 88

第十六卷 隴秦南路の産業及び都会

第二編 隴秦南路の薬草及び阿片…………… 九一

第三章 阿片…………… 九一

第三節 陝西・甘肅両省に於ける阿片の栽培状況…………… 九一

一、阿片の栽培及び販売 91

二、阿片の採取及び烟膏の製造 94
 四、陝西・甘肅の各地に於ける阿片の価格 95

第十七卷 京奉沿線の産業その他

第三編 支那の阿片調査

第一章 緒論……………九七

第四章 阿片禁止運動の状況……………九九

第一節 法令……………一〇〇

第二節 民間に於ける禁止運動……………一二一

第一款 万国拒土会 121

第二款 中華国民拒毒会 124

第三節 国際阿片会議……………一四〇

第五章 結論……………一四三

大正十五年度調査報告書

第七卷 皖淮經濟調査

第一編 淮河流域に於ける阿片及びその他の薬材

第一章	阿片	一四九
第一節	総論	一四九
第三節	密輸阿片とその押収	一五二
第四節	麻醉薬材の考察	一五二
第五款	不正の標札及び密輸入の方法	一五二
第五節	生阿片の正当取引及びモルヒネ・ヘロインの官許輸入	一五三
第六節	安徽省に於ける阿片及び麻醉剤	一五四
第一款	中部安徽地方	一五五
第二款	北部安徽地方	一五五
第三款	南部安徽地方	一五五
第四款	東部安徽地方	一五七
第七節	河南省に於ける阿片及び麻醉剤	一五七
第一款	南部河南地方	一五八
第二款	東部河南地方	一五九
第三款	中部河南地方	一六〇
第四款	北部河南地方	一六一
第八節	支那の阿片及びその他の麻醉剤と国際関係	一六三
第一款	阿片及びその他の麻醉薬と国際聯盟	一六三
第二款	国際聯盟の禁煙策と支那の特許制度	一六五

第十一卷 江西縦貫經濟調査

第二編 広東・江西に於ける薬材及び阿片

第二章 広東・江西に於ける阿片

第一節 緒言	一六七
第二節 阿片の起源、沿革及び支那への伝来の経路	一六八
第三節 支那阿片の現況	一七二
第四節 阿片の密輸入	一七四
第五節 支那阿片の専売及び関税	一七五
第六節 広東省に於ける阿片栽培状況	一七六
第七節 広東軍政府禁煙条令 ^{例ヲ}	一七八
第八節 広東軍政府領牌章程	一八〇
第九節 広東軍政府禁煙督弁処組織章程	一八一
第十節 江西省に於ける阿片問題	一八三

第十三卷 粤西海南島經濟調査

第三編 閩南に於ける阿片及びその取締制度

第二章 本論

第一節 罌粟栽培の状況

第一款 総説

第一節 罌粟栽培の状況	一八五
第二章 本論	一八五
第一款 総説	一八五

第二款 罌粟栽培の実況 186

第三款 生阿片の生産 189

第二節 厦門に於ける吸飲状況……………一九一

第三節 取引状態及び取締制度……………一九二

第一款 生阿片の生産に関する制度 192

第一項 総 説 192 第二項 罌粟栽培に対する課税 194

第三項 生阿片及び煙膏に関する制度 195 第四項 告示及び禁烟章程 195

第二款 阿片煙膏の製造制度及び取引状況 200

第一項 煙膏の製造制度 200 第二項 取引状況 200

第三款 厦門の阿片制度の組織と内容 202

第四款 阿片の不正取引 204

第五款 阿片收入の用途 206

第六款 臧致平時代の阿片専売制度 206

第三章 結 論……………二一〇

第十四卷 滇蜀經濟調査

第二編 雲南省に於ける葉材……………二一五

第三章 雲南省に於ける阿片……………二一五

第一節 支那に於ける阿片貿易の概況……………二一五

第二節	阿片の栽培と雲南の財政	二一九
第一款	阿片の品質の鑑定	二二一
第二款	密輸出の方法	二二二
第三款	栽培の状態	二二三
第四節	産地	二二四
第五節	喫煙の状態	二二五
第一款	価格	二二五
第二款	吸煙者	二二六
第三款	煙器の販売	二二六
第四款	阿片の販売	二二六
第六節	阿片の取締り及び課税の状況	二二七
結語		二二八
第十六卷 蜀秦政治經濟調査		
第五編 四川・陝西・湖北の都会と阿片		
第一章	長江沿岸地方	二三一
第一節	宜昌	二三二
第三項	農工商業	二三三
二、	阿片の売買	二三三

第六章 阿片……………二二二

緒言……………二二二

宜昌に於ける阿片 233

一、罌粟栽培の実況 233 二、阿片の生産 234 三、阿片の取引、輸出入、及びその取締法 234

四、煙膏の製造、取引及び売捌法 236 五、阿片吸飲の状況 237 六、阿片煙膏の収入、及びその用途 237

四川省に於ける阿片 238

一、罌粟栽培の実況、及び阿片の産額 238 二、阿片の取引、移出入、及びその取締法 241

三、煙膏の製造、取引及び売捌法 243 四、阿片吸飲の状況 243 五、阿片収入及びその用途 244

六、騰落の経過 246 七、煙館の阿片煙吸飲料 246 附記 重慶に於ける阿片 247

結……………二五七

昭和二年度調査報告書

第三卷 津浦經濟調査

第五編 阿片調査……………二六一

第一章 阿片の沿革……………二六一

第二章 阿片の禁圧運動……………二六二

第三章 結論……………二六三

第四卷 京綏金福經濟調査

第一編 都会及び阿片調査

第二章 阿片調査

第一節 阿片概説

第一款 阿片と罌粟

第二款 阿片の製法

第一項 粗阿片(支那名阿片煙、英名ロー・オピウム)の製法

第二項 吸飲用阿片(支那名阿片烟膏、英名プリペアド・オピウム)の製法

第三款 阿片の生理的に及ぼす作用

第四款 支那に於ける阿片使用の歴史

第二節 支那に於ける阿片の栽培及び吸烟の状況

第一款 概観

第二款 直隸省

第三款 山東省

第四款 山西省

第五款 河南省

第六款 江蘇省

第七款 安徽省

第八款 江西省

第九款 浙江省 288

第十款 福建省 290

第十一款 湖北省 292

第十二款 湖南省 294

第十三款 陝西省 296

第十四款 甘肅省 297

第十五款 四川省 298

第十六款 廣東省 300

第十七款 貴州省 301

第十八款 雲南省 302

第十九款 滿州 303

第二十款 熱河 305

第二十一款 綏遠 305

第六卷 東部隴海經濟調査

第一編 北支・北滿に於ける阿片の取締り

第一章 緒論……………三〇七

第二章 吉林省の阿片取締り……………三〇九

第一節 軍隊……………三〇九

第二節	警 察	三〇九
第三節	類似的補助機関	三一〇
第三章	奉天省の阿片取締り	三一三
第一節	奉天省禁煙局章程	三一三
第二節	奉天省禁煙局施行細則	三一五
第一款	禁 吸	三一五
第二款	禁 売	三一六
第三款	禁 種	三一七
第四款	罰 則	三一七
第四章	黒竜江省の阿片取締り	三一九
第一節	黒竜江省禁煙総局禁煙章程	三一九
第一款	禁 吸	三一九
第二款	禁 售	三二〇
第三款	禁 種	三二一
第四款	賞 罰	三二二
第二節	禁煙分局組織簡章	三二四
第五章	北京に於ける阿片の取締り	三二六
第一節	概 況	三二六
第二節	鴉片煙罪	三二七

第六章 北滿に於ける阿片と鮮人……………三二八

第七章 結 論……………三二九

第八卷 南支經濟調査

第十二編 阿片及び煙草……………三三一

第二章 阿片の密輸狀況……………三三一

第三章 阿片の税関警察による取締り及び処分……………三三二

第四章 厦門に於ける阿片の狀況……………三三五

第五章 厦門禁煙取締章程……………三三六

第九卷 雲南事情調査

第五編 雲南省に於ける阿片及び藥材調査……………三四一

第一章 雲南省に於ける阿片……………三四一

第一節 阿片栽培の實況と阿片……………三四一

第二節 阿片の産地及び産額……………三四二

第三節 阿片の取引及び輸出狀況……………三四九

第四節 阿片吸食の狀況……………三五一

第五節 阿片の收入及びその用途……………三五一

第六節 阿片の品質鑑定……………三五三

第十三卷 北滿・間島經濟調査

第六編 東三省に於ける阿片	三五五
第一章 緒言	三五五
第二章 北滿に於ける阿片栽培の沿革	三五七
第三章 滿州に密培の盛んなる原因	三五九
第四章 栽培・採取従業者	三六一
第五章 本年度に於ける罌粟栽培の状況	三六三
第一節 東支沿線東半部に於ける状況	三六八
第二節 露領に於ける阿片の栽培	三六九
第三節 吉林省内の阿片禁止令	三七一
第六章 阿片の栽培及び採取	三七二
第一節 罌粟の果皮を傷つける方法	三七四
第七章 阿片の製法及び精製	三七四
第一節 阿片煙の製造	三七五
第一款 日晒法	三七五
第二款 煮詰法	三七五
第二節 料子の製法	三七六
第三節 煙土の精製	三七七

第八章	収益、労銀及び分配	三七八
第九章	阿片の密送及び販売	三八一
第一節	阿片の密送及び集散	三八一
第一款	満州土産阿片の密送及び集散	三八一
第二款	外国品の密輸入及び輸入	三八六
一、露国よりの密輸入	三八六	
二、大連市に輸入せらるゝ生阿片	三八八	
第二節	北満阿片の販売	三八九
第一款	卸売業者	三八九
第二款	運搬業者	三九〇
第三款	仲買業者	三九〇
第四款	煙館	三九〇
第五款	満州に於ける日本人の販売者	三九〇
第六款	奉天に於ける日人の密販売者	三九一
第七款	東支沿線に於ける日人の密販売者	三九二
第三節	阿片と総商会	三九三
第十章	北満の煙館及び売瑪琲的	三九四
第一節	煙館	三九四
第二節	問島の局子街及び暉春に於ける煙館とその経営者	三九九
第一款	局子街に於ける煙館一覽表	三九九

第二款	珲春に於ける煙館一覽表	401	
第三節	売 瑪 啡 的	402	
第十一章	吸煙による中毒及び止煙法	404	
第一節	吸煙による中毒	404	
第二節	止 煙 法	407	
第十二章	北滿に於ける阿片の取締り及び禁煙章程	407	
第一節	阿片の一般的取締り	407	
第二節	禁煙章程	409	
第一款	奉天省に於ける禁煙章程	414	
第二款	吉林省に於ける禁煙章程	414	
第三款	黑竜江省に於ける禁煙局	417	
一、罌粟栽培の面積	418	二、阿片の收穫	418
三、齊々哈爾附近に於ける栽培並びに收穫の狀況	419		
四、禁 煙 藥 店	420		
第十三章	烟 匪	423	
第一節	馬賊の種類	423	
第二節	煙 匪	424	

第十四章 阿片と軍隊……………四二八

第一節 吸煙の動機……………四二八

第二節 軍人の阿片吸飲の状態……………四二九

第三節 軍隊に於ける煙毒とその余弊……………四三一

第四節 軍隊の阿片芟除……………四三三

第五節 馬賊の討伐と阿片……………四三五

第六節 結 言……………四三七

第十五章 北滿に於ける反阿片運動……………四三九

第十六章 結 論……………四四一

昭和三年度調査報告書

第三卷 南満市況調査

第一編 満州に於ける阿片禁止の問題……………四五五

第四章 満州に於ける我が邦の阿片取締方針……………四五五

第八卷 北満国境經濟調査

第二編 北滿に於ける阿片……………四五九

第四章 北滿各省に於ける阿片栽培の実況……………四五九

第五章 罌粟の種類……………四六一

第七章 商品としての阿片……………四六一

第八章 阿片吸飲の状況……………四六三

 第一節 ノミ屋とサシ屋……………四六三

 第一款 ノミ屋……………四六三

第九章 阿片の取締り……………四六四

第十一章 阿片と馬賊、官兵、巡警、炮手……………四六五

第十二章 収益と分配法……………四六七

第十三章 栽培・採取従業者……………四六九

第十四章 阿片と鮮人……………四七〇

第十五章 阿片と支那人……………四七一

第十七章 結論……………四七三

昭和四年度調査報告書

第二十二卷 雲南省に於ける阿片・薬材調査

第一章 雲南省に於ける阿片……………四七七

 第一節 総説……………四七七

第三十五卷 遼河流域に於ける阿片

第二節 阿片栽培と雲南省の財政……………四七七

第三節 産地及び産額……………四七八

第四節 栽培状態……………四八五

第五節 阿片の取引並びに密輸出の状況……………四八六

第七節 阿片の価格……………四八七

第八節 吸煙状態……………四八七

第九節 阿片の取締り並びに課税の状況……………四八八

第十節 結論……………四八九

第一章 緒言……………四九一

第二章 生産状況……………四九五

第一節 概況……………四九五

第二節 生産状況……………四九六

一、ケシ栽培圃……………496

二、栽培……………498

三、阿片煙の製造法……………503

四、阿片の品質鑑定法……………504

第三章 各地に於ける阿片（魔薬品をも含む）	五〇五
第一節 營口地方に於ける阿片	五〇五
一、ケシ栽培の実況及び阿片の生産	505
二、阿片の取引、輸移入及びその取締法	505
三、阿片吸飲の状況	506
四、癮者救済の施設及びその取扱法	507
第二節 新民府方面に於ける阿片	五〇八
一、ケシ栽培の実況及び阿片の生産	508
二、阿片の取引、輸移出入及びその取締法	508
三、煙膏の製造、取引及び売捌法	509
四、阿片吸飲の状況	509
五、阿片の収入及び用途	510
六、癮者救済の施設及びその取締法	510
七、魔薬品	511
八、阿片と魔薬の密売の比較	511
第三節 鄭家屯に於ける阿片	五二二
一、ケシ栽培の実況	512
二、阿片の取引、輸移出入及びその取締法	513
三、煙膏の製造、取引及び売捌法	514

第四節 開魯に於ける阿片……………五二五

一、ケシ栽培の実況及び阿片の生産……………五二五

二、收穫物の売買……………五二六

三、税 金……………五二六

四、ケシ栽培の収支概算……………五二六

第五十五卷 北満の阿片

第一章 緒 論……………五二三

第三章 罌粟の種類及びその栽培……………五二六

第二節 罌粟の栽培せらるゝ地方……………五二六

第四章 阿片の製法及び吸飲……………五二六

第一節 阿片の製法……………五二六

第二節 阿片の吸飲……………五二九

第五章 阿片の密輸送……………五三一

第六章 北満に於ける阿片の販売……………五三七

第七章 阿片と鮮人……………五三九

第八章 阿片の取締り……………五四〇

第一節 一般的の取締り……………五四〇

第二節 北満地方の阿片取締り……………五五〇

第九章 結 論 五五一

昭和五年度調査報告書

第十六卷 東蒙古に於ける甘草・阿片調査

附 東蒙古に於ける衛生調査

第二章 東蒙古に於ける阿片 五五七

第一節 赤峰附近に於ける阿片の栽培 五五七

第二節 熱河に於ける阿片の栽培 五六〇

第三節 黒竜江省に於ける阿片の栽培 五六二

第四節 支那官憲のケシ栽培奨励の件 五六六

第五節 支那官憲のケシ新栽培法に関する件 五六七

索引（卷末逆頁） 五八四